

Ⅱ 章 - 3 . 活 動

環 境【きれいなまちにしよう】

地域に住むみんなが、いつまでも住み続けたいと思えるまちにするため、自治会等は環境を良くするさまざまな活動を行っています。同じ地域に住む一人ひとりが、きれいなまちにしようと心がけて取り組むことが大切です。

まちをきれいにしよう

身近な環境への取り組みは、子どもから大人まで幅広い層が参加できます。みんなでまちをきれいにするための意識啓発や、環境活動を楽しく取り組めるようにしましょう。

環境活動の取り組み

公共の場に花を植えるなどの活動や、身近な歩道や公園、ごみ置き場の管理や清掃活動など、さまざまな環境活動を行います。

◆花植えなどの美化活動

ガーデニングブームなどで、緑化活動や花の手入れを趣味とする住民も増えています。そういう方の力を活かして、地域に貢献する美化活動を広げましょう。



◆身近な場所の清掃活動

地域の身近な場所を定期的に清掃したり、年間行事のひとつとして屋外一斉清掃を行っているところもあります。住民が集まる機会に、清掃活動を楽しめる工夫をしてみても良いかもしれません。

※屋外一斉清掃によるごみの収集は、事前に計画書の提出が必要です。
(収集事業課 078-918-5780)



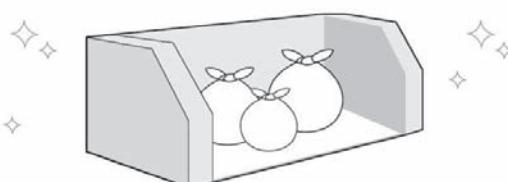
◆ごみの管理や収集

日常の生活から出されるごみは、地域ごとに収集日が決められています。「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」「紙類・布類」「粗大ごみ」という5種類の収集があります。

※ごみの収集日に関する情報は、収集事業課のホームページで閲覧できます。

◆ごみ置き場（ごみステーション）

地域のごみを収集する場所として、自治会等が清掃や設置場所の検討などを行います。ごみステーションの利用について、ルールを定めている自治会等もあります。



◆不法投棄を防止する

収集日以外にごみを出したり、市で収集できないごみを出したりすることは不法投棄になります。不法投棄を未然に防止するためには、地域みんなでルールを守ることが大切です。マナーを啓発する看板を設置したり、地域の清掃活動などに参加してもらうことで、住民みんなの意識を啓発する方法があります。

環境活動に関する情報

◆まち美化プロジェクト（アダプトプログラム）

環境美化と協働のまちづくりを目的として、道路や公園、駅前などの公共施設の里親となり、わが子のように愛情をもって清掃や植込みの水やり、除草などのボランティア活動をしていただける団体を支援する制度です。清掃区域によっては、活動目標や団体名などを表示した、アダプトサイン（里親表示看板）を設置することも可能です。

なお、活動に必要な用具等は、市へ申請することで貸与または支給されます。

※詳細は清掃区域ごとの担当課に、ご確認ください。

- ・駅前アダプト（環境保全課 078-918-5030）
- ・道路アダプト（道路総務課 078-918-5031）
- ・公園アダプト（緑化公園課 078-918-5039）



◆ごみ減量推進員

市では、平成16年度から、「明石市ごみ減量推進員制度」を実施しています。「ごみ減量推進員」は、市民と行政をつなぐ地域のリーダーとしてごみの減量化や再資源化及び分別の徹底について活動しています。

また、推進員と協同してごみの減量化等に取り組む、「ごみ減量推進協力員」が各自治会で活躍されています。（資源循環課 078-918-5794）

◆再生資源集団回収活動

地域で集団回収に取り組むことにより、家庭から排出される古紙やリサイクル（再資源化）可能なものを分別回収し、ごみの減量とリサイクルを推進する活動です。地域の振興を図りながら集団回収に取り組む団体に対して助成金を交付しています。（資源循環課 078-918-5794）

◆その他 環境に関する市の問い合わせ

- ・犬・ねこなど小動物の死体処理に関する事（収集事業課 078-918-5780）
- ・空き地の管理に関する情報・ポイ捨て禁止に関する情報（環境保全課 078-918-5030）

知恵袋

楽しく環境活動をする

より多くの人に参加してもらえるよう、親睦イベントなどと組み合わせて実施しましょう。

地域での実施例

◆まちの散策につなげる

「ごみ拾いをする」と呼びかけると住民にとって負担感があるため、その土地に詳しい人に案内をお願いして「まちの散策」をしています。結果的にごみ拾いが楽しくなり、近隣の自治会とも一緒になって取り組むことができます。



◆交流につなげる

屋外一斉清掃の後に、輪投げやグランドゴルフなどのゲームを開催し、各家庭に景品が当たるような工夫をしています。住民同士の交流を深める機会として、できるだけ多くの住民に呼びかけを行っています。

